

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正について（通知）

平成30年8月8日付け障第627号で通知のとおり、「児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第92号）の施行に伴い、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和47年岐阜県規則第17号）及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年岐阜県規則第79号）の一部（届出様式）を改正し、平成30年10月1日以降の指定申請等に係る取扱いを下記のとおりとしますので、通知します。

記

【改正の内容】

次に掲げる事項について、指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の指定の申請又は変更の届出に当たり、提出又は届出を不要とする。（別紙参照）

- ① 申請者又は開設者の定款、寄付行為等
※ ただし、指定就労継続支援 A 型事業の実施主体は必要
- ② 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ③ 当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項
※ 介護給付費や障害児通所給付費等に係る体制等に関する届出を不要とするものではありませんので、十分ご注意願います。
- ④ 役員の氏名、生年月日及び住所

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	小林
電話	058-272-1111 内 2686		
FAX	058-278-2643		